

新型コロナウイルス感染症 対応融資

令和6年度版

中小企業向け県制度融資

経済変動対策貸付

新型コロナウイルス感染症関連資金借換枠

をご利用ください！

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者が、新型コロナウイルス感染症関連資金※を借り換える際に利用できる資金です。

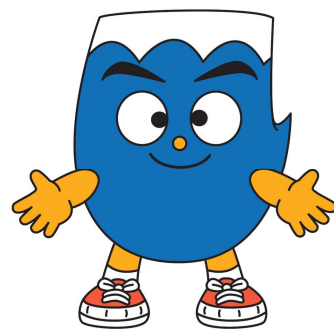
※新型コロナウイルス感染症関連資金…「国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付」、「経済変動対策貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠)」、「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付」、「再生企業支援貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠)」

融資限度額 1億円

融資利率(固定金利)
年1.69% 又は 1.79%

融資期間:10年以内
(据置:2年以内)

県の利子補給率
0.28%
信用保証料率
0.28~1.20%



「経済変動対策貸付新型コロナウイルス感染症関連資金借換枠」の概要

(令和6年7月1日現在)

区 分	内 容
融 資 対 象 者 (金融機関の継続的な支援を受けつつ、経営行動計画の実行に取り組む中小企業者、組合)	原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、次の1から3のすべての要件に該当するもの。 1 次のアからウのいずれかの要件に該当すること。 ア 信用保険法第2条第5項第4号に基づく認定を受けたもの(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。) イ 信用保険法第2条第5項第5号に基づく認定を受けたもの ウ 静岡県信用保証協会の普通保証を利用するもの(売上減少要件の考え方は1イによる。) 2 一時的に経営の安定に支障が生じている原因が、投機的な不動産・株式等の取引等ではないこと。 3 業況が、中長期的には前年並みに回復することが見込まれること。
資 金 使 途	経営の安定と回復を図るために必要となる既借入金の借換えに必要な資金(新型コロナウイルス感染症関連資金※を借り換える場合に限る。借換資金に真水の運転資金を追加することも可。) ※新型コロナウイルス感染症関連資金…「国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付」、「経済変動対策貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠)」、「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付」、「再生企業支援貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠)」
融 資 限 度 額	経済変動対策貸付全体で1億円
融 資 利 率	1アに該当する場合 { 基準金利(金融機関) : 年1.97% 利子補給率(県) : 年0.28% 融資利率(事業者負担) : 年1.69% 1イ又はウに該当する場合 { 基準金利(金融機関) : 年2.07% 利子補給率(県) : 年0.28% 融資利率(事業者負担) : 年1.79%
保 証 料 率	年0.60%(SN4号の認定を受けている場合) 年0.58%(SN5号の認定を受けている場合) 年0.28%~1.20%(普通保証を利用する場合)
融 資 期 間 (据 置 期 間)	10年以内(2年以内)
償 還 方 法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還
担 保 及 び 保 証 人	県信用保証協会の取扱いによる
ホ ー ム ペ ー ジ	https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1062527.html
取 扱 期 間	令和6年7月1日から令和7年3月31日まで(協会受付分)

・お申込みに際しては、金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査があり、ご希望に添えない場合がございます。

◆ 申込窓口・問合せ先 ◆

- ・ 県内各取扱金融機関
- ・ 静岡県経済産業部商工金融課 (054-221-2513)

